2 DAX40-06-2 情報システムの標準的な構築プロセス【要約】

はじめに

中小企業におけるDXの推進のためにITシステムを構築・ 運用する際のプロセスと明確にすべき事項等を要約したも の。

本資料の趣旨

国等の資料を参考にポイントを整理。

2021年12月24日 内容再整理

改版履歴

2020年3月12日 DAX40-01の詳細を分冊化

- 3 「共通フレーム」に準拠した政府標準ガイドラインの活用
- 4 システム開発及び人材育成・確保に関 して政府の新しい方法論

政府情報システムの整備及び管理 に関する標準ガイドライン

iコンピテンシ・ディクショナリ

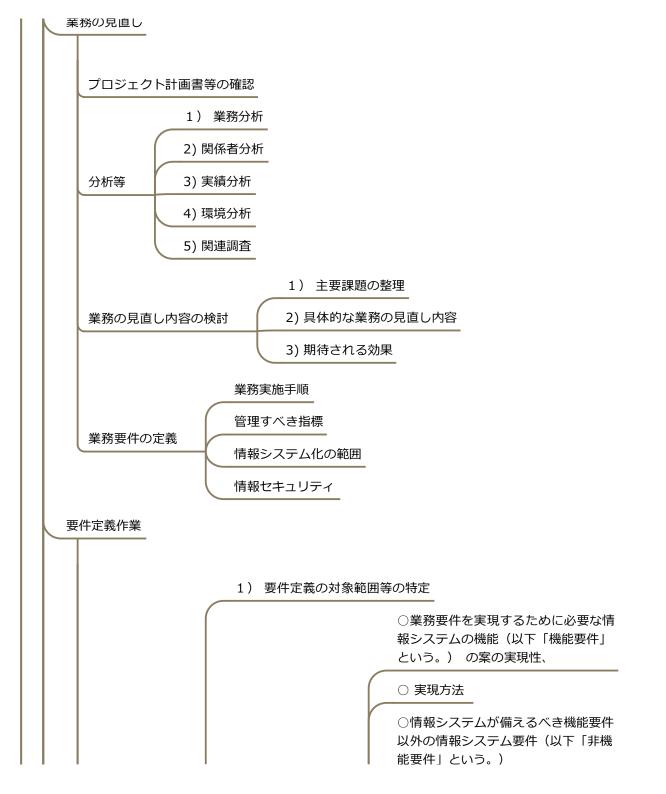
4 標準ガイドラインの概要

政府情報システムの標準的な整備及び管理について、 その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに 政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府共通の ルールとして、本編及び実務手引きが策定された。

5 概要

【詳細項目一覧】サービスの基本計画から実施までの流れ

O D ± 1



○それらの要件を実現するために必要 な経費の見込み 要件定義の準備 RFIの実施 ○明らかにすべきと考える要件定義事 項又は開発方式 (スクラッチ開発、 ソフトウェア製品の活用、政府共通プ ラットフォームを含むクラウドコンピ ユーティングサービスの活用等) ○ 開発手法(ウォータフォール型、 反復型等)等 ○ 事業者に具体的に求めたい内容 3) 事業者へのヒアリング等の実施 4) 必要な資料の作成 業務要件 機能、 画面、 帳票、 情報・データ、 外部インタフェース 機能要件 ユーザビリティ・アクセシビリティ 要件定義書の記載内容 、 システム方式、 規模、 性能、 要件定義 信頼性、 拡張性、 上位互換、 中立性、 継続性、 情報セキュリティ、 稼働環境、 テスト、以降、引き継ぎ、教育、 運用、 保守等 非機能要件 要件定義書の調整・作成 プロジェクト計画書への反映 調達の計画 履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥 当性等を考慮の上、競争性が確保されコストが 低減されるよう合理的な調達単位を検討する

	② プロジェクト管理支援		
	(設計・開発の内容が細分化できる場合であっても、必ずしも調達単位を分 3)設計・開発割する必要はない。)		
	④ ハードウェアの賃貸借又は買取り		
	⑤ソフトウェア製品の賃貸借又は買取り		
	⑥ 回線		
基本単位	⑦アプリケーションプログラムの保守		
	⑧ ハードウェアの保守		
	⑨ ソフトウェア製品の保守		
	⑩ 運用		
	⑪ 運用サポート業務		
	⑫ 業務運用支援		
	⑬ 施設の賃貸借		
	⑭ 施設の整備等		
	⑤システム監査(情報セキュリティ監査を含む。)		
調達仕様書の	D記載内容		
	調達の背景		
	目的		
- 1	期待する効果		

	契約期間 作業スケジュール等
イ 調達案件及び関連調達案件の調達 単位、 調達の方式等に関する事項	調達案件の調達単位調達の方式
ウ 作業の実施内容に関する事項	実施時期等 作業の内容 成果物の範囲
工 満たすべき要件に関する事項	【重要】要件定義書を別紙として添付 要件定義書を満たすべき旨を記載する
オ 作業の実施体制・方法に関する事項	作業実施体制、作業要員に求める資格 要件、作業の管理に関する要領等につ いて記載する
カ 作業の実施に当たっての遵守事項	機密保持、資料の取扱い、遵守する法 令等について記載する
	知的財産権の帰属、瑕疵担保責任、検収等 について記載する
	知的財産権の帰属については、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)に基
	づき、技術に関する研究開発活動を活性 化し、及び事業活動における効率的な成 果物の活用の促進に資するため、受注者 側に知的財産権が帰属するものであるこ とに留意する

キ 成果物の取扱いに関する事項 ク 入札参加資格に関する事項(入札 参加要件、 入札制限) ケ 再委託に関する事項 コ その他の特記事項 サ 附属文書 調達 要件定義書(案)、調達仕様書(案)の作成 RFI 調達仕様書確定 RFP・公告 審査 入開札 契約 検収

①発注者側に知的財産権が帰属する旨を例外的に記載する。 発注者側が不利にならないことを条件として、受注者側に対し、その利活用を認める旨を記載する

②成果物の機密の確保や改変の自由を 担保するため、受注者側により勝手に 著作者人格権が行使されないよう、そ の旨を記載する

③納品物における瑕疵担保責任の期間 、内容及び責任分界点について記載す る

設計・開発実施要領の内容
ア コミュニケーション管理 イ 体制管理 ウ 工程管理 エ 品質管理 オ リスク管理 カ 課題管理 キ システム構成管理 ク 変更管理 ケ 情報セキュリティ対策
設計・開発 設計・開発実施計画書等の作成 設計・開発工程に入る前の要件定義の内容の調整・確定 1) 要件定義の内容との整合性確認 2) 関係機関、 情報システムの利用者等との調整 3) 移行計画書の案の作成 4) 中長期運用・保守作業計画の案の作成 5) 運用計画及び保守作業計画の案の作成 6) 運用体制等

開発・テスト

- 2) 単体テスト
- 3) 結合テスト・総合テスト
- 4) テスト手順・データの再利用対策

1) 受入テストのテスト計画書の作成

受入テストの実施

2) 受入テスト

情報システムの本番移行

引き継ぎ

検査・納品管理

1) IT人材の育成は、喫緊の課題であるが、短期的かつ散発的な対策では解決困難である。よって、例えば、プロジェクトの核となる職員が、プロジェクトのライフサイクルの適切な節目までそのポストに留まるよう、人事ローテーションの工夫を検討する等、中長期的な視点に立って、計画的にIT人材の育成・確保を推進すること。

- 2) 情報システムを整備し、運用するに当たって、IT人材の育成は、単に情報システムに関する 専門的・技術的な知識・能力だけでなく、業務分析、業務の見直しの企画立案、プロジェクト管 理等の能力の取得が重要であること。
- 3) 全ての分野において十分な技能や経験を持つ人材を育成・確保することは、現実的に極めて困難であることから、各人が不足する技能や経験をそれぞれで補い合いながら、個別の職務に当たらせるような工夫が必要であること。
- 4) 国際的な要請に対応する分野(例えば条約の遵守やISO規格への準拠、国家間の相互運用)、国際的な情報共有や情報セキュリティ等の連携による対応の重要性が増している分野については、国際的な対応が可能な人材の育成・確保も視野に入れること。
- 5) 業務の実施には、情報システムを活用してデータの作成や活用ができることが不可欠であることや、近年情報セキュリティについて様々な問題が生じている現状からすれば、情報システムに携わる職員に限らず、一般職員のITリテラシーの向上にも努めることが重要であること

組織内において、人事ローテーション の工夫を検討するなど、中長期的な視 点に立って計画的に推進。

5 標準ガイドラインにおけるIT人材の育成・確保の考え方

専門的・技術的な知識・能力だけでな く、業務分析、業務の見直しの企画立 案、プロジェクト管理等の能力の取得

か重要。

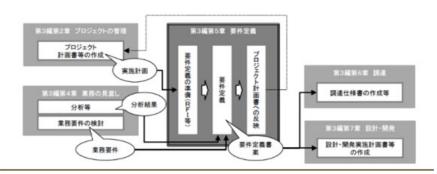
業務は、情報システムを活用してデータの作成や活用ができることが不可欠。一般職員のITリテラシの向上にも努めることが重要。

政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

5 【引用資料】

政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(実務手引書)

△ 標準ガイドラインに沿った実践の留意点

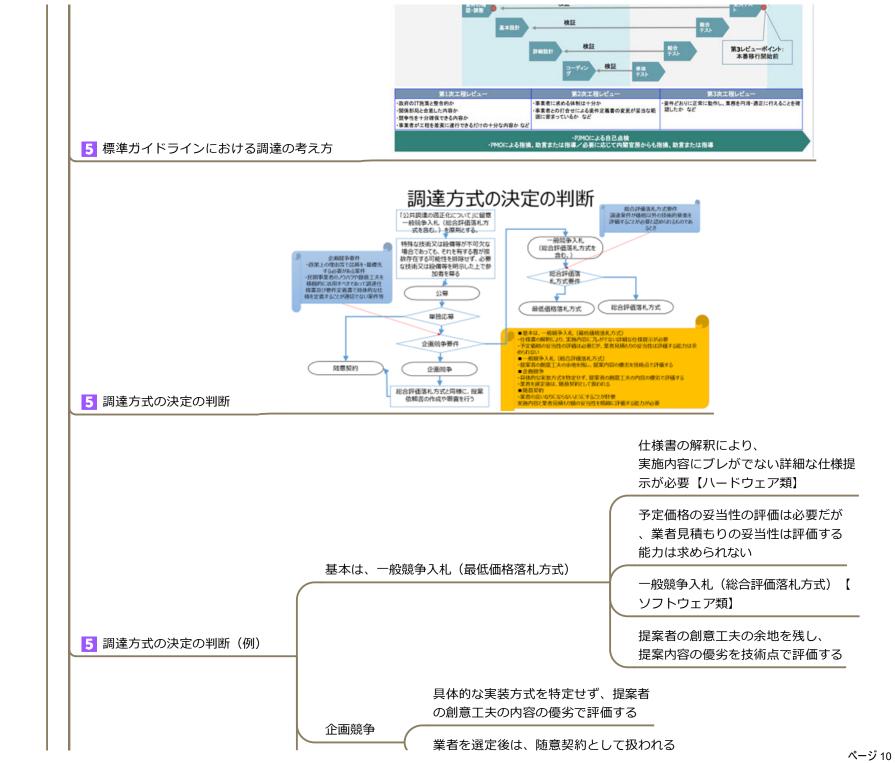


5 標準ガイドラインにおける要件定義考え方

要件定義は、情報システムを整備する上で「どのようなシステムを実現するか」の絵姿を描く重要な作業であり、その成果物である要件定義書は後工程の重要なインプットとなる。

さらに、見積もりや、特に政府においては調達のため の主要なドキュメントの一つとして位置付けられる。

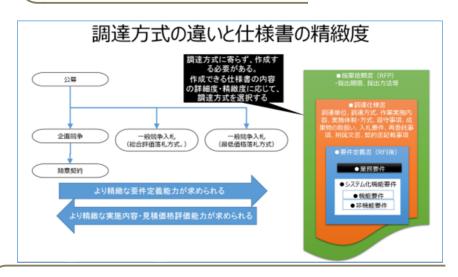




随意契約

業者の言いなりにならないようにすることが肝要

実施内容と業者見積もり額の妥当性を精緻に 評価する能力が必要



5 調達方式の違いと作成する仕様書の精緻度

提案依頼書(RFP)は、調達方式に寄 らず作成する必要がある

一般競争入札(最低価格落札方式)が 最も、より精緻な要件定義能力が求め られる

随意契約は、より精緻な実施内容・見 積価格評価能力が求められる

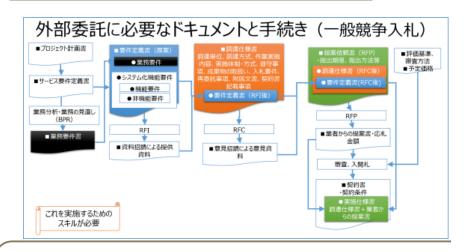


5 政府標準ガイドラインに沿った開発タ スクとドキュメント この図は、政府標準ガイドラインに沿って、組織としての事業計画に基づいた、

業務・サービスの企画段階から、運用・保守、その後のシステム監査まで様々な業務(タスク)があるが、その各工程でのドキュメントを抜き出したもの。

工程ごとに様々な種類の仕様書類があるが、テンプレート的 にデフォルトとなる記述内容が示されており、計画書・企画 書をベースに、必要な手続き、仕様内容を加筆訂正していく 形でドキュメント化していくことが可能である。

特に、要求要件を明確にして、個々の機能要件部分を精緻化していくことに注力する必要がある。



業務要件書は、要件定義書に含まれる

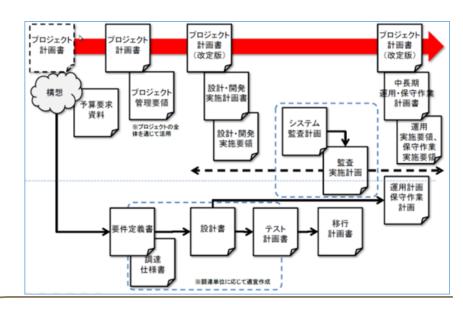
要件定義書は、 調達仕様書に含まれる

調達仕様書は、 提案依頼書に含まれる

工程ごとに様々な仕様書類を作成することになるが、そのもとは、事業計画であり、個別のプロジェクト計画から作成され、 それぞれが引用されていく

つまり、作業が進んだ段階で計画が変 更になれば、プロジェクト計画書にフィードバックする必要がある

5 外部委託に必要なドキュメントと手続き(一般競争入札)



5 標準ガイドラインに示す各種計画書等の関係



5 各種ドキュメントに記載されるべき項目

要件定義書記載項目(全体)

- 業務要件
 - 業務実施手順
 - 規模

 - 時期・時間
 - 場所等
 - 管理すべき指標
 - 情報システム化の範囲
 - 業務の継続の方針等
 - 情報セキュリティ
- 機能要件
 - 機能に関する事項
 - 画面に関する事項

情報・データに関する事項

帳票に関する事項

- ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項
- システム方式に関する事項
- 規模に関する事項
- 性能に関する事項
- 信頼性に関する事項
- 拡張性に関する事項
- 中立性に関する事項
- 継続性に関する事項
- 情報セキュリティに関する事項
- 情報システム稼働環境に関する事項
- テストに関する事項
- 移行に関する事項
- 引継ぎに関する事項

- 運用に関する事項
- 保守に関する事項

要件定義書記載項目(業務要件)

- 業務実施手順
- 規模
 - ・サービスの利用者数、単位(年、月、日、時間等)当たりの処理件数
- 時期・時間
 - 業務の実施時期、期間及び繁忙期等
- - 業務の実施場所、諸設備、必要な物品等の 資源の種類及び量等
- 管理すべき指標
 - 業務の運営上補足すべき指標項目、把握 手順・手法・頻度等

- 情報システム化の範囲
- ・ 業務の継続の方針等
- 情報セキュリティ

5 要件定義書記載項目(業務要件)

5 要件定義書記載項目(全体)

4 参考資料

政府情報システムの整備及び管理に関 する標準ガイドライン

http://www.soumu.go.jp/main_co ntent/000348138.docx

5 政府情報システムの整備及び管理に関 する標準ガイドライン

政府情報システムの整備及び管理に関 する標準ガイドライン (実務手引書)

http://www.soumu.go.jp/main_co ntent/000348369.pdf

3 AIを活用するデータサイエンス領域での要件